

認定証を受けた者の責務（留意事項）

【定期的な報告書の提出】

報告書の名称	内 容	報告期日等	様式	備 考
納入実績報告書	各年度における認定資材の納入実績	<u>年1回必ず提出（毎年度報告が必要）</u> 4月1日から5月1日までに提出	様式14	・期間内に必ず提出する ・ <u>土木部指定工場製品については、対象外（指定工場制度において報告する）</u>
評価基準適合状況報告書	認定を受けた基準の適合状況	<u>認定年度の翌々年度の4月～5月1日までの間に提出する</u> <u>（認定期間中（3年間で）1回のみ）</u>	様式13	・提出は認定期間中に1回のみ提出 ・試験結果等も添付が必要

※上記報告書の提出は、（一財）茨城県建設技術管理センターとなります。提出部数は3部です。（正・副・申請者控）

【報告書の提出(必要に応じて提出するもの)】

報告が必要な事項	提出書類の名称	様式	備考
認証証の再交付を受けたいとき (紛失、破損、代表者の変更等)	再交付申請書	様式12	
代表者の氏名変更、会社住所に変更が生じたとき	変更報告書	様式15	・製品の品質に関わらない事項に限る ・認証証の変更を希望する場合は、再交付申請書が必要。
認定資材（製品）の製造を中止したとき	廃止届	様式16	
認定資材（製品）に品質上の欠陥や安全上の問題が生じたとき	報告書	任意様式	・速やかにメール等で報告すること。

※上記報告書の提出は、茨城県土木部検査指導課となります。提出部数は3部です。（正・副・申請者控）

○製品の規格寸法（再生資源含有率の変更を含む）や製造工場の変更等、認定資材の認定要件や品質に係る変更する場合には、「変更申請」が必要となりますので、（一財）茨城県建設技術管理センターに事前にご相談ください。

【資料の整備及び保存】

資料の名称	内 容	保存期間
・申請書 ・更新申請書 ・変更申請書 ・評価基準適合状況報告書	・品質性能に関する試験検査結果及びその関係書類 ・環境に対する安全性の確認に関する試験検査結果及びその関係書類	5年以上
・認定資材に係わる原材料の実態と記録の保存	・受入日、納入者名、原材料名、再生資源の処理方法、発生場所及び数量等を把握した台帳の整備	5年以上
・使用の実態と記録の保存	・出荷日、納品先、用途、納品場所、資材名、規格及び数量等を把握した台帳の整備	5年以上